☆ 被保険者証・資格確認書を使わずに診療を受けたとき

- (1) 療養費支給申請書(患者ごと診療月ごと医療機関ごとに1枚)
- (2) 医療機関の領収書(原本)
- (3) 診療報酬明細書(医療機関専用の用紙又は療養費支給申請書に添付の用紙を使用) ※領収書に添付された明細には傷病名の記載がないため不可

(4) コルセットを装着したとき

- (1) 療養費支給申請書
- (2) 装具業者発行の明細付き領収書(原本)
- (3) 装具作成を指示した医師の証明書(原本) ※医師の証明書の日付が領収書の日付より後の場合は支給されません。
- (4) 靴型装具の場合、写真を添付してください。(患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの)

☆ 治療用眼鏡を購入したとき

- (1) 療養費支給申請書
- (2) 治療用眼鏡等作成指示書(原本)
- (3) 領収書(原本)
- ※注意事項
- ※対象となるのは、9歳未満の弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正のいずれかです。
- ※再作成は、5歳未満が前回作成日より1年経過後、5歳以上が前回作成日より2年経過後となり 期間内の再作成、修理は健康保険の対象外です。
- ※健康保険で定められた上限金額があります。超えた分は自費となります。

☆ 以前の被保険者証・資格確認書を使用したとき

- (1) 療養費支給申請書(患者ごと診療月ごと医療機関ごとに1枚)
- (2) 領収書(原本)
- (3) 診療報酬明細書(レセプト)の写し
- ※当健保に加入した後に以前の被保険者証で受診すると、医療費の返還を求められることがあります。 返還すると、領収書と診療報酬明細書の写しをもらえます。

☆ 海外療養費

- (1) 療養費支給申請書(患者ごと診療月ごと医療機関ごとに1枚)
- (2) 領収書(原本)
- (3) 診療内容明細書・領収明細書(医科又は歯科、現地の医師に記入してもらう)
- (4) (3) の邦訳
- (5) パスポートの写し(写真が貼付された身分事項のページ及び受診日が渡航期間内 とわかる出国、入国のスタンプの押印されたページ)

※注意事項

- ・海外赴任中、海外旅行中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合に 申請により一部医療費の払い戻しを受ける制度です。
- ・支給対象は国内で診療を受けた場合に、健康保険の適用が受けられる診療に限ります。
- ・治療目的での海外渡航は、一部の臓器移植(条件があります)以外は対象外です。
- ・現地で支払った金額と日本の保険点数に換算した金額といずれか低い金額が基準額となります。

☆ はり・きゅう・あんまマッサージ

- (1)療養費支給申請書(患者ごと診療月ごと医療機関ごとに1枚)
- (2)領収書(原本)
- (3)医師の同意書(原本) 同意期間内において2回目以降の請求については、省略または写しの添付可。
- (4)施術報告書(写し)
- ◎ 資格喪失者・任意継続者以外は委任欄に事業主の押印が必要です。
- ◎ 被保険者証の記号・番号のかわりにマイナンバー(個人番号)でも申請可能です。 記号番号を記入した場合には、マイナンバーの記入は不要です。 マイナンバーで申請を希望される方は、下記のいずれかの書類を添付してください。
 - マイナンバーカードの写し
 - ・マイナンバー通知カードの写し+写真付身分証明書の写し
 - マイナンバーの記載された住民票